

## 鹿児島工業高等専門学校男女共同参画推進委員会規則

### (設置)

第1条 この規則は、「独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画行動計画（平成23年9月12日策定）」に基づき、鹿児島工業高等専門学校における男女共同参画を推進するため、鹿児島工業高等専門学校男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画行動計画を推進するための施策に関すること
- (2) 男女共同参画の推進のために必要とされる教育・啓発活動
- (3) 男女共同参画の現状の自己評価及びその公表に関する事項
- (4) その他本校の男女共同参画の推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長補佐（男女共同参画担当）
- (2) 男女比及び職種等のバランスに配慮し、委員長が指名した教職員 若干名
- (3) 事務部長
- (4) 総務課長及び学生課長
- (5) その他校長が必要と認めた者

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長補佐（男女共同参画担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

### (委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

### (事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。